

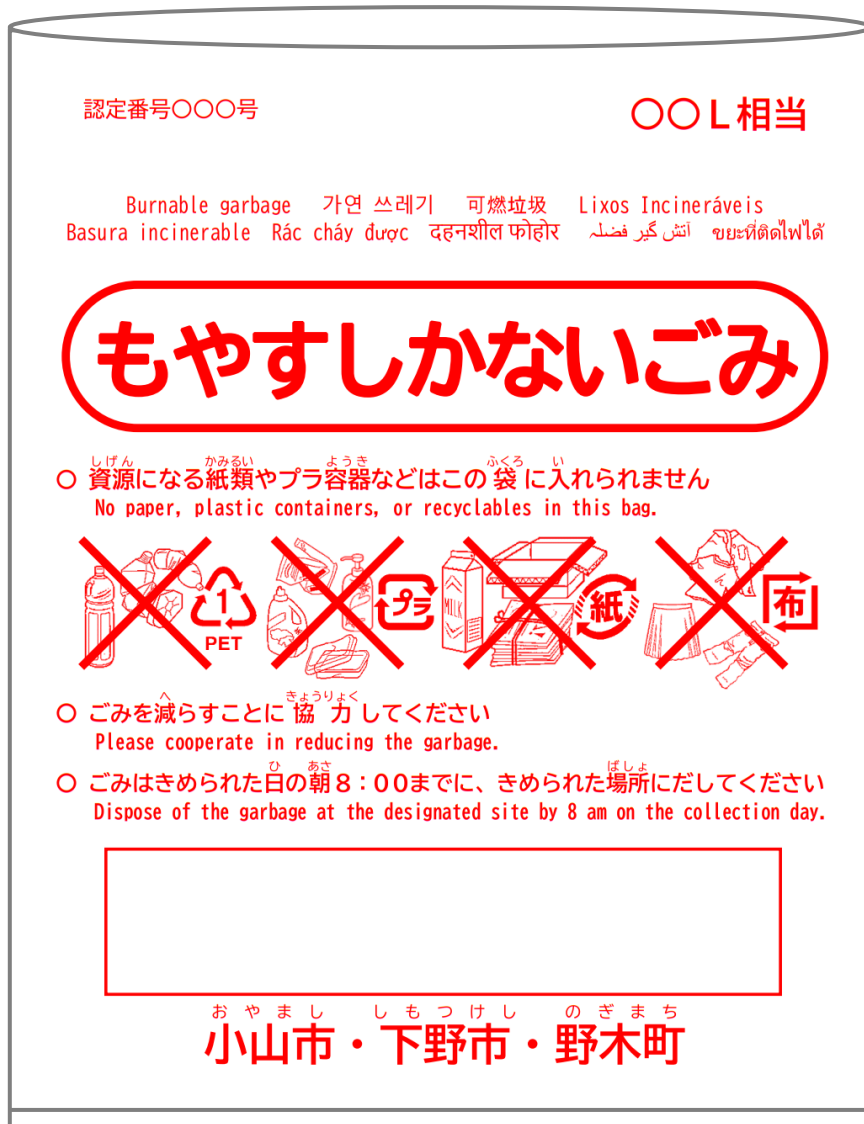
令和6（2024）年10月から

「もやすしかないごみ」（燃やすごみ・可燃ごみ）の 指定ごみ袋制度が始まりました

○指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を御利用いただく制度です。

燃やすごみ・可燃ごみ（以下「もやすしかないごみ」という）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、「もやすしかないごみ」を削減することを目的としています。今回の制度では指定ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料は含みません。



※指定ごみ袋制度の導入を契機に、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやすしかないごみ」に統一しました。これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむを得ないごみ」であることを表現した名称です。

指定ごみ袋制度の対象となるごみの種類

家庭と事業所から排出される「**もやすしかないごみ**」です。

制度の開始時期

令和7(2025)年4月1日から完全実施しています。

(令和6(2024)年10月1日から制度を開始し、3月までの半年間は移行期間としていました)

指定ごみ袋の主な仕様

容量	15L、30L、45L、70L相当
厚さ	JIS規格に準じる
形状	平型またはU字型

製造業者が持つノウハウを生かし、市場ニーズに合った良質な袋が安価に供給されるように、指定ごみ袋の仕様は、制度の目的や安全性などに関連する一部の仕様以外、なるべく指定しないようにしました。現在、多様な指定ごみ袋が販売されています。認定済みの仕様は公式ホームページ (<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/gyosei/keikaku-sisin/haikibutsugenyoka/page008029.html>) を御覧ください。



製造・流通・販売方法

指定の仕様を満たすごみ袋を製造できる製造業者を募集して、認定・登録し、登録された複数の製造業者が指定ごみ袋を自由に製造・流通・販売する方法（製造業者認定方式）を採用しました。複数の製造業者が指定ごみ袋を製造することで、多様な仕様の指定ごみ袋の製造、価格や流通の安定など様々なメリットがあります。

販売店

認定を受けた製造業者がそれぞれの持つ流通ルートを活用して、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなどの販売店やオンラインショップで販売しています。また、小山市・下野市・野木町だけでなく近隣自治体の一部店舗でも販売しています。販売店の情報は、公式ホームページ (<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/gyosei/keikaku-sisin/haikibutsugenyoka/page007197.html>) でも公開しています。



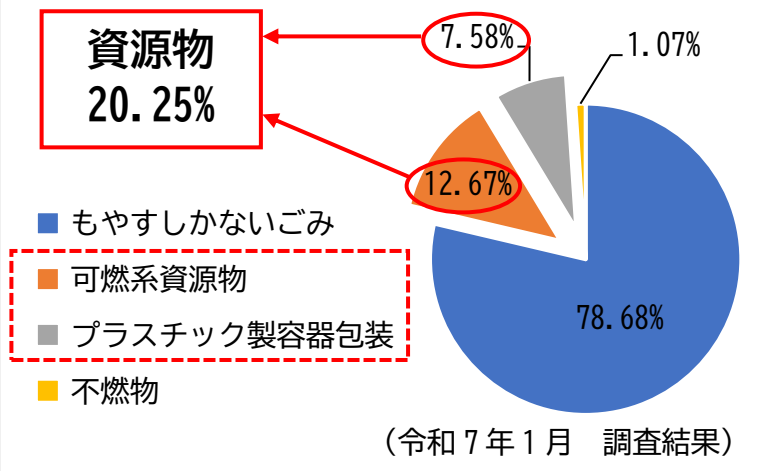
指定ごみ袋の除外品目

以下の品目については指定ごみ袋を使用しなくても排出できます。

- 収集所に排出する場合：落ち葉、下草など
 - 中央清掃センターに直接搬入する場合：上記に加えて座布団やぬいぐるみなど単体のごみ
- ※なお、これらを他のごみと一緒に捨てる場合は、指定ごみ袋を使用する必要がありますので御注意ください。

「もやすしかないごみ」の現状

「もやすしかないごみ」の組成分析結果



令和9(2027)年度の供用開始を目指して現在整備中の新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に、平成30(2018)年度比で年間5,000t(8.2%)の削減目標を立てて計画しました。

これは、「もやすしかないごみ」の中に約20%含まれている資源物のうち、半分弱が分別・回収できれば達成できる水準ですが、限りある資源の回収と、「もやすしかないごみ」の削減に、できる限り御協力をお願いいたします。

資源物混入事例



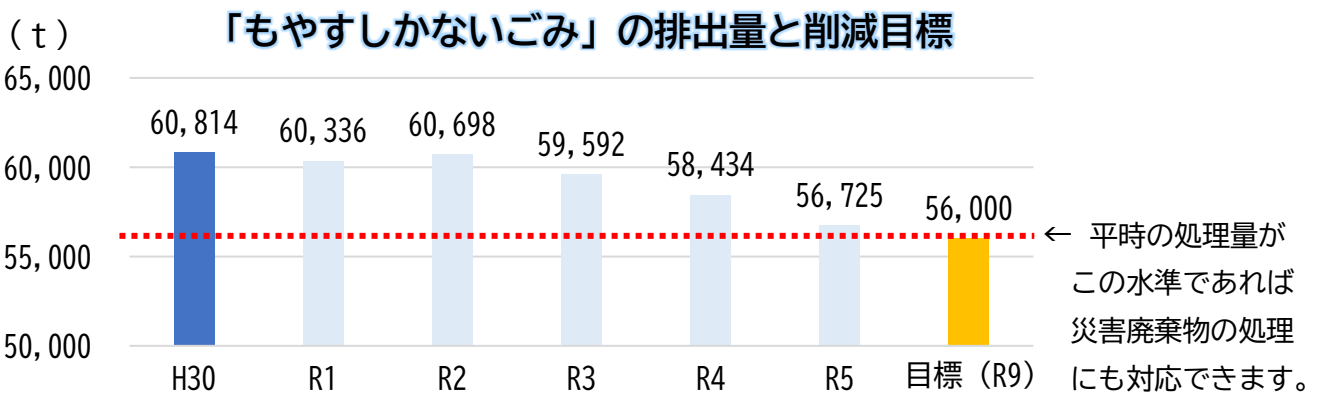
プラスチック製容器包装など



資源化可能な雑紙など



雑誌など



「もやすしかないごみ」の排出量は減少傾向にあり、目標値に近い水準まで削減できましたが、ここがゴールではありません。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制するため、更なるごみ減量化を目指して、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

指定ごみ袋制度によるごみの減量効果

東洋大学の山谷教授の研究成果(2012年)と岡山大学の藤原教授の発表資料(2012年)を参考に、家庭ごみは約7%、事業系ごみは11.5%の減量効果が期待できます。

全国の8割を超える自治体が指定ごみ袋制度を導入済みです。

～よくある質問と回答～

Q1 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A1 「もやししかないごみ」以外のごみはこれまでのごみ袋を使用できます。今回導入する指定ごみ袋制度は、中央清掃センターで処理している「もやししかないごみ」だけが対象です。

Q2 施設に持ち込む場合も指定ごみ袋を使うの？

A2 「もやししかないごみ」を直接持ち込む場合も、指定ごみ袋を使用してください。ただし、指定ごみ袋の除外品目だけを持ち込む場合は使用しなくても構いません。

Q3 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A3 従来のごみ袋と同様、各販売店によって価格は異なります。今回の制度では、複数の製造業者が指定ごみ袋を製造し、従来の流通販売経路を通して多くの販売店でそれぞれ販売する方式を採用しています。そのため市場原理や自由競争のメリットが働き、従来のごみ袋とほぼ同等の価格で販売されています。

Q4 厚手のものや15L相当の指定ごみ袋はどこで買えるの？

A4 販売スペースが広いホームセンターやドラッグストアなどの店舗では、多くの種類の指定ごみ袋を販売している傾向があります。販売店の指定などはしていませんので、取り扱いのある商品の確認や、販売の御要望などについては、直接販売店にお伝えください。

Q5 今まで使っていたごみ袋と比べると指定ごみ袋の厚さが薄い気がします。

A5 今回の制度では、指定ごみ袋の厚さを指定していません。そのため既存のごみ袋同様に、経済的な薄手のものから、丈夫で破れにくい厚手のものまで、様々な厚さの指定ごみ袋が販売されています。指定ごみ袋の表示をよく御確認いただき、御自身に合った厚さの指定ごみ袋をお選びください。また販売の御要望は直接販売店にお伝えください。

Q6 「もやししかないごみ」という新しい分別のルールになるの？

A6 分別のルールは従来と変わりません。

今まで「燃やすごみ・可燃ごみ」と呼んでいた、ごみの名称が変更になるものです。資源になる紙類やプラスチック製容器包装などの分別を徹底しても残る、燃やすことがやむを得ない「もやししかない」ごみだけを分別していただくため、このような名称になりました。分別の徹底に御協力をお願いいたします。

Q7 指定ごみ袋を使っても分別が出来ていないとどうなるの？

A7 分別出来ていない場合は従来と同様に、ルール違反として取り扱います。本制度の趣旨を御理解いただき、分別の徹底による資源の回収と、ごみの減量化に御協力をお願いいたします。

Q8 指定ごみ袋を使うと本当にごみが減るの？

A8 指定ごみ袋を使用するだけでは、ごみは減りません。ごみの発生を抑制し、更にごみと資源の分別を徹底することで、初めてやむを得ず出る「もやししかないごみ」の量が減ります。今回の制度を機に分別・減量を意識していただけるよう、皆様の御協力をお願いいたします。なお指定ごみ袋制度は、全国の8割を超える自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。